

# 空家等

# ワンストップ 相談窓口

管理

活用

相続



渋谷区PRキャラクター  
「あいりっすん」

## 渋谷区の「空家等ワンストップ相談窓口」

- 相続や売却、賃貸、管理の情報提供※及び経済的な試算
- 弁護士等の専門家や不動産業者等の協力事業者と連携・協力した提案
- 解決策提案後の相談者に対するフォローアップ等

※子育て支援施設や集会所等の公的な利活用に関する情報を含みます

平成31年4月26日に、渋谷区は

空家等ワンストップ相談窓口事業に関する協定を締結しました！

対象者

渋谷区民

または

渋谷区内に空家等を  
所有(予定)する方



NPO法人  
空家・空地管理センター

0120-336-366

受付時間 9時~17時

詳しくは 空家空地管理センター

検索

# 住んでいない実家・自宅のこと…

## どこに相談したらいいんだろう？



遠方の実家を  
どう活用したらいいの？

役所から求められる  
適正な管理って？

子どもたちに実家を  
どう遺したら…？

近隣の空き家、  
どこに相談したらいいの？

管理

活用

相続

予防

### 渋谷区の 「空家等ワンストップ相談窓口」

NPO法人  
空家・空地管理センター

ワンストップで空き家に関する相続、賃貸、  
売却等のあらゆる問題に対応するため、  
様々な専門家・事業者と連携しています。

弁護士

建築士

司法書士

不動産会社

行政書士

造園会社

税理士

不用品整理

### 放置空き家がもたらす被害をご存知ですか？

適切に管理していない建物や土地が引き起こす問題は、「老朽化による倒壊」、「景観の悪化」、「放火による火災」、「雪の重みによる倒壊や落雪」などが挙げられ、どれも近隣住民に深刻な被害をもたらす可能性があります。

また、被害をもたらした場合の損害賠償責任は空き家所有者に負わされる可能性がありますので、空き家・空地の所有者は、他人に危険を及ぼさないよう、しっかりと管理を行う必要があります。



お問合せ



渋谷区

渋谷区 都市整備部 住宅政策課 住宅政策係

☎ 03-3463-3548 (直通)

【受付時間】9:00~17:00(平日)